

第 1 1 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 2 5 日

定 例 会

平成26年第11回越谷市教育委員会会議録

招集年月日 平成26年9月25日
 招集の場所 教育委員会室
 開閉会日時 開会9月25日 午前10時00分
 閉会9月25日 午前10時42分

出席委員

委員長	住田 俊	委員 長者 職務代理者	櫻田 玲子
委員	堀川 智子	委員	進藤 秀子
委員 (教育長)	吉田 茂		
欠席委員	なし		

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	横川 清	学校教育部長	野口 久男
教育総務部 副参事兼 図書館長	小林 彰博	学校教育部 参事兼 学校管理課長	日下部 行雄
教育総務課長	山梨 一弘	学校教育部 副参事兼 指導課長	五十畑 勝己
生涯学習課 主幹兼 科学技術体験 センター所長	小林 中子	学務課長	上野 高弘
新方公民館長	中村 昌治	給食課長	川村 明
生涯学習課 副主幹	木村 和明	指導課主幹兼 教育センター 所長	大西 久雄
スポーツ 振興課 管理係長	坂巻 孝二	給食課主幹兼 第一学校給食 センター所長	坂巻 真人
		指導課主幹	中台 正弘

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 副主幹	渋谷 博之
--------------	-------

	議 事	て ん 末
議 事 状 況	教育長報告	
	・教育長専決について	秘 密 会
	議 案	
	・第 3 8 号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 3 9 号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案可決
	・第 4 0 号議案 平成 2 7 年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について	原案可決
	・第 4 1 号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について	原案可決
	・第 4 2 号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について	秘 密 会
	その他	
	・平成 2 6 年 9 月定例市議会について	

◎開会の宣告

住田委員長 おはようございます。これより9月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ、傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

初めに、教育長報告の教育長専決第10号及び第42号議案については、人事案件等であることから秘密会とし、先に審議したいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

(午前10時00分)

◎第38号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について

住田委員長 次に、第38号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、ご説明申し上げます。

会議要項の7ページをお開きいただきたいと思います。

第38号議案 越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小中学校職員服務規程の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年9月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、埼玉県職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の配偶者同行休業に関する規則が施行されたことに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

次に、改正の内容ですが、資料1の県の通知文をご覧ください。平成26年7月15日に埼玉県において職員の配偶者同行休業に関する条例及び職員の配偶者同行休業に関する規則が施行されました。この条例は、国家公務員の制度の創設に合わせ、地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、配偶者の海外転勤による職員の継続的な勤務を促進するための対応策として制定されたものでございます。この条例の施行により、県費教職員は、公務の運営に支障がないと認められるときは、申請した職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、最長3年を超えない範囲で配偶者同行休業の申請を行うことができるようになりました。

続いて、会議要項の9ページから12ページをご覧ください。埼玉県の条例及び規則の施行に伴

い、本市「服務規程」においても、申請及び報告に関する規定を整備するため、第16条の12、第16条の13及び様式を追加するものです。

また、今回の規則改正に係る新旧対照表を資料2の1ページから4ページに添付しておりますので、ご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 以前と比べて、どういうところが変わったのか説明してください。

上野学務課長 これまでも海外日本人学校への派遣制度はありました。同行休業の措置は他県においてはありましたが、埼玉県を含めて全部の県を調べたわけではないのですが、1桁の都道府県では認められていませんでした。今まで配偶者が日本人学校に行く場合は、退職し同行をしておりましたので、戻ってきてから、また採用試験を受け直して職務に復帰しておりました。今後は、最長3年間にわたり休職扱いで行けることになりましたので、戻ってきた後、5年以上勤務をするという誓約書を提出する形になりますが、一度休職扱いにして無給で3年間、配偶者に同行できるということでございます。

来年度、配偶者が日本人学校へ派遣予定の職員が本市におりますので、来年の4月からこの制度を適用する可能性もございます。

以上でございます。

吉田教育長 原則として単身赴任は認めていないのでしょうか。

上野学務課長 独身の場合は単身で行くことはできますが、妻または夫を残して行くことはできませんので、必ず夫婦は、二人で行くことになります。今までは配偶者が退職しなければならなかったもので、行きたいと思っても、現状の生活もあるので、二の足を踏んでいたのですけれども、これにより解消できるようになります。

あとは、少し話は変わりますけれども、日本人学校を希望する者が少なくなっておりまして、今は退職後に再任用というような形で60過ぎてから現場で働いている教員がいるのですが、現に市内で校長をされた方も、今、海外の日本人学校に行かれて、また教鞭を振るっていらっしゃるというようなことがありますので、人材確保の面からも、この制度はいいことではないかなと思っております。

住田委員長 進藤委員。

進藤委員 日本人学校を想定されて今のご説明だったのですけれども、県の条例を見ると、第4条で、外国での勤務、事業を営営すること、その他個人が業として行う活動であって、とあります。もう少し、実際今回のことで範囲が広がるということなののでしょうか。

住田委員長 どうぞ。

上野学務課長 基本的に今考えているのは日本人学校での勤務になりますが、これは服務規程をこちらのほうで決め、監督権者の県教育委員会といろいろ相談をしていかななくてはなりません。全くの営利目的の場合は難しいかと思います。それが教育に関係するような場合などは道が開かれるときもあるかもしれませんが、基本的には日本人学校対応だと考えております。

進藤委員 ありがとうございます。

住田委員長 他にどなたか、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、これより第38号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第39号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について

住田委員長 次に、第39号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定についてを議題といたします。

教育長のご説明をお願いいたします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、恐れ入りますが、会議要項の13ページをお開きください。

第39号議案 越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則制定について。

越谷市立小学校及び越谷市立中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年9月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷レイクタウン特定土地地区画整理事業の換地処分及び町名変更により新たな町名地番が設定されることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、提案するものでございます。

それでは、今回変更いたします規則改正の内容につきましてご説明申し上げます。15ページから17ページをご覧ください。

現在、越谷レイクタウン特定土地地区画整理事業地内における小中学校の通学区域につきまして、小学校が大相模小学校、川柳小学校、明正小学校の3校、中学校が光陽中学校、大相模中学校の2校に区域指定されております。それぞれの通学区域を町名地番で指定しているところでご

ございますが、越谷レイクタウン整備事業地内につきましては、従前地番や底地番など区画整理事業ならではの地番が生じることから、できるだけわかりやすいように街区番号で通学区域を定めていたところでございます。

今般の越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の換地処分及び町名変更により、これまで街区番号として定めていたところを「レイクタウン〇丁目」と改めるものでございます。

次に、附則としまして、この規則は、越谷レイクタウン特定土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行することとしております。換地処分の公告につきましては、平成26年11月14日金曜日を予定しております。

なお、今回の規則改正に係る具体的な改正内容につきましては、お手元の資料2の新旧対照表の5ページから8ページをご参照いただき、ご了承賜りたいと存じます。

第39号議案の説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、これより第39号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第40号議案 平成27年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について

住田委員長 次に、第40号議案 平成27年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針についてを議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 それでは、会議要項の19ページをお開きいただきたいと存じます。

第40号議案 平成27年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

平成27年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について別紙のとおり決定する。

平成26年9月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由ですが、平成27年度当初人事異動を行うに当たり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の21ページから22ページをご覧ください。「人事異動の方針」は、毎年埼玉県教育委員会が9月1日付で定めた人事異動の方針を踏まえ、決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しな

がら、人事異動の事務手続を進めております。

1の「基本方針」ですが、以下の方針が示されております。(1)適材を適時に適所に配置すること。(2)人材育成を期すること。異動は最大の研修であるとも言われております。(3)地域差・学校差を是正すること。特に、年齢構成不均衡を解消すること。(4)全市的・長期的視野に立って、計画的に選考、異動を実施し、本県教育水準の向上を図ること。(5)再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること等が掲げられています。

2の「退職」でございますが、年齢構成不均衡を解消するため勧奨退職制度の活用を図ることとなっております。

3の「転任・転補」ですが、転任とは市外に出ること、転補は市内間の異動をいうのですが、1の基本方針を受けて、「教職員組織の充実を図ること」「魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること」「新規採用後早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと」「同一校勤続年数が長い者については、積極的に異動を行うこと」等、8項目が掲げられております。

その他、4の「採用等」、5の「さいたま市との人事交流」が示されております。来年度に向けてましてこれらの基本方針に基づき、適正な人事事務を進めてまいりたいと存じます。校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりにつながる人事異動、教職員を生かし育てるための人事異動にしていまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成27年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

住田委員長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等はございますでしょうか。

櫻田代理。

櫻田委員長職務代理者 さいたま市との人事交流についてお聞かせ願いたいのですけれども、ここ数年は人事交流されていなかったのではないかと記憶しておりますが、以前は具体的にはどのような交流がありましたでしょうか。また、人事交流については、これからどのような可能性があるとお考えでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 平成17年度採用の職員から、埼玉県とさいたま市の採用試験が、別となりました。ですので、平成17年度以降に採用された職員につきましては、原則として人事交流がございません。平成16年度以前の採用の職員につきましては、年齢では三十三、四以上の職員になりますが、まだ埼玉県とさいたま市が同一の試験で割り振られていた時代の職員についての人事交流は残っている状況でございます。

ただ、双方に量の確保が必要ということで、さいたま市の中の旧岩槻市などの方につきましては

は、もとは東部教育事務所管内でしたので、埼玉県といいますか、東部管内への異動意向者が多いそうなのですが、逆にさいたま市への意向者が少ないというようなことで成立件数が少ないという状況がございます。ただ、いろいろ教育の情報を流すというようなことがございますので、教頭選考に合格した管理職候補者の人事交流を、少ない数ながら行っております。本市も本年度中学校に1名、教務主任としまして、さいたま市のほうでの管理職選考に受かった職員が配属になっております。

ですので、今後、人事交流は少ない数で推移していくものと思っております。採用試験が一緒だったときのような大規模な人事交流はないものと認識してございます。

以上でございます。

櫻田委員長職務代理者 ありがとうございます。

住田委員長 他にはいかがでしょうか。

堀川委員。

堀川委員 基本方針の（3）に、教職員の年齢構成不均衡を解消するためとございますが、参考までに現在の越谷市の教職員の年齢構成の現状などを教えていただければと思います。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 今、正式な年齢構成の数字は、持ち合わせておりませんが、現在、40代で推移をしております。越谷市の場合は新採用教員もかなり多く来ておりますので、平均年齢は下がっている現状でございます。ただ、平均年齢は下がっておりますが、フタコブラクダという、50代の教員と、あと20代から30代に入りかけの教員と、大きく二瘤に分かれておまして、採用人数が少なかった関係で、30代後半から40代前半の職員がいないという現状がございます。また、再任用を希望する職員も多くおりますので、平均年齢は上がってしまう状況でございます。勸奨退職制度等を利用しながら、もちろんベテランの力も本当に必要ですけれども、ある程度、職員の若返り化を図っていきたいと考えております。

堀川委員 ありがとうございます。

もう一点なのですが、3の（4）です。22ページ目、新規採用後早期に複数校を経験するよう積極的に異動と行う。とありますけれども、新規採用から何年後ぐらいに異動しているのか教えてください。

吉田教育長 学務課長。

上野学務課長 県としましては、採用後3年以上5年以内に異動を行っております。3年の経験をしたら5年以内に異動を行うことになっております。ですので、職場内で結婚等の特別な事情によって2年ぐらいで異動してしまうこともあります。何も理由がない場合には3年経過したところで5年以内に出します。育児休業等により職務についていない場合は、6年目、7年目になるのですが、実動職員は必ず5年以内に異動させております。

堀川委員 ありがとうございました。

吉田教育長 補足ですけれども、5年を上限、区切って異動ということなのですが、例えば異校種の異動であれば同市内の異動でも異動を認めるということがございますので、本市の小学校で5年勤務した教員が本市の中学校に引き続き異動して勤務するという職員も何人かおります。

住田委員長 他には。

はい。

吉田教育長 少し説明をつけ加えてほしいのですけれども、21ページの2の退職の(2)、方針に基づいて指導するのはいいのだけれども、退職の(2)、ストレートに現場の校長、管理職にお願いすると、なかなかうまくいかないところがあるかと思うのですけれども、この辺の配慮はどうしているのか、少し説明をしてください。

上野学務課長 勸奨退職につきましては、埼玉県教育委員会教育長の定める日というのが12月8日になっております。この12月8日までに勸奨退職の申し入れ、45歳以上で埼玉県の勤務年数が20年を超えている者という上限があるのですけれども、12月8日までに勸奨を申し出ると退職金の支給率の上乗せがある形になっております。

人事異動調書には、本人の退職の希望という欄がございまして、それ以外にも、10月に人事評価の中間ヒアリングのときなのですが、各校長とも人事異動に関するヒアリング等を行っておりまして、若い人については、今後どういうふうに自分を高めていくかという話し合いをしたりですとか、あと50代の教員でありましたら、定年を見据えての異動計画の話し合いをしたりしております。そして、中には50代で意欲が少し落ちていることが感じられている教員などがいた場合には、校長のほうもやわらかに勸奨退職制度などについて説明をしてあげるとか、そのような形で早期退職制度を周知しております。

以上でございます。

吉田教育長 勸奨退職制度の活用を図るとなっていますが、制度の説明は十分するけれども、あえて肩をたたいて勧めるようなことはしないということですか。

上野学務課長 はい。今、そこが難しいところで、体の具合が悪いだとか、そういうような時には、「どうですか」というような声かけられるのですけれども、いきなり、「やめないか」というような促しについて、校長はしておりません。

この人事異動が先ほど申しましたけれども、教職員の一つの研修の機会であるということ。また、本人が高める機会だということ、意欲を向上させる機会であるということを考えまして、明日、臨時校長会で職員への接し方等につきましても校長に連絡、指導するわけですけれども、そういう中でも意欲が持てる人事異動が進められるように指導していきたいと思っております。

住田委員長 本人の同意のない勸奨退職はひとつご容赦いただきたいと思います。

他にはいかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 それでは、これより第40号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎第41号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について

住田委員長 次に、第41号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

教育長のご説明をお願いします。

吉田教育長 給食課長。

川村給食課長 それでは、第41号議案についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の23ページをお開きいただきたいと思います。

第41号議案 越谷市学校給食運営委員会委員の委嘱について。

越谷市学校給食運営委員会委員を次のとおり委嘱するものとする。

越谷市学校給食運営委員会委員。

選出区分、氏名、選出母体・役職等、性別、任期の順に申し上げます。なお、敬称は略させていただきます。

7号委員、鈴木恭子、越谷市食生活改善推進員協議会、女性。

平成27年9月30日まで、新任。

平成26年9月25日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、越谷市学校給食運営委員会委員の欠員に伴い、その後任委員を委嘱する必要があるため、提案するものでございます。

なお、委嘱期間については、前委員の残任期間であります平成27年9月30日までとなります。

選出区分の7号委員につきましては、知識経験者でございまして、選出の理由といたしましては、越谷市食生活改善推進員協議会からの推薦でございます。

なお、24ページに参考として、越谷市学校給食運営委員会委員名簿（案）を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

住田委員長 これより本案に対し質疑、討論を行います。

ご質問、またはご意見等ございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 ないようですので、これより第41号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

住田委員長 ご異議ないものと認めまして、本案は原案どおり可決いたしました。

◎その他

住田委員長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

平成26年9月定例市議会について、教育長の報告をお願いします。

吉田教育長 教育総務部長。

横川教育総務部

長 それでは、平成26年9月定例市議会の概要につきましてご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の25ページ及び26ページをご覧いただきたいと存じます。

まず、会期日程でございますが、9月1日から昨日9月24日までの24日間にわたりまして9月定例市議会が開催されたところでございます。

続きまして、27ページをご覧いただきたいと存じます。教育委員会に関する議案につきましては、「越谷市指定有形文化財旧東方村中村家住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について」、「財産の取得について（学校給食用厨房機器—スチームコンベクションオーブン）」、「平成26年度越谷市一般会計補正予算（第2号）について」、及び「平成25年度越谷市一般会計歳入歳出決算認定について」の4件が上程され、それぞれ原案のとおり可決されたところでございます。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程でございますように、9月4日、5日、8日及び9日の4日間にわたりまして市政に対する一般質問がございました。

教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の27ページから28ページのとおり、8人の議員からそれぞれの立場でご質問がございました。

また、9月17日に開かれました教育・環境経済常任委員会における質疑事項等は、会議要項の29ページのとおりでございます。

一般質問の内容等につきましては、大変恐縮でございますが、会議要項をご参照いただきご了承賜りたいと存じます。

報告は以上でございます。

住田委員長 ただいまの事務局のご報告につきましてご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と答える者あり〕

住田委員長 ないようですので、この件については以上といたします。

他に何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

住田委員長 他になければ、以上といたします。

最後に、次回の教育委員会会議の日時でございますが、次回の教育委員会会議は10月23日木曜日、午後1時から越谷コミュニティセンター3階の特別会議室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「委員長に一任」と答える者あり〕

住田委員長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、会議終了後に教育功労賞の表彰式も予定しておりますので、あわせてよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

住田委員長 では、これをもちまして、9月の定例会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午前10時42分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

平成26年9月25日

委員長 佐田 俊

委員 櫻田 玲子

委員 堀川 智子

委員 進藤 秀子

委員 吉田 茂
(教育長)

書記 教育総務課副主幹 渋谷 博之